

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

平成 30 年 5 月 12 日

全国健康保険協会 京都支部
支部長 守殿 俊二

1. 企画競争に付する事項

平成 30 年度「職場における健康講座」事業の業務委託について

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 保健師、管理栄養士等の資格を有する者を、各事業所へ派遣することが可能であること。
- (2) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供」で A、B、C 等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められるものであること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 健康保険、厚生年金保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料の未納がない者であること。なお、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
また、協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている場合は、これについても直近 1 年間について保険料の未納がない者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 契約候補者の選定

「職場における健康講座」事業の業務委託に係る企画書募集要項等に基づき提出された企画書等についてプレゼンテーションを実施の上で、評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 5 月 24 日（木）12 時まで
- (2) 場所 〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1F
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ（担当）立松・早田

5. 企画競争説明書等に対する質問の受付及び回答

質問は、下記にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
担 当（参加資格等）企画総務グループ 立松・早田
（仕様内容等）保健グループ 溝渕

TEL 075-256-8630 FAX 075-256-8670

- (2) 受付期間 平成30年5月24日(木)15時まで
- (3) 企画競争説明会は開催しない。

6. 企画書等の提出期限

- (1) 提出期限 平成30年5月25日(金)12時
- (2) 提出先 4.(2)に同じ

提出方法 直接提出(持参)または郵送による。郵送の場合は上記6(2)に必着とする。

7. 採否通知

採否通知は、後日、全提出者に通知する。

8. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

9. その他

詳細は、「企画競争説明書」等による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。